

消費者庁「省庁間の齟齬への回答は行わない」との姿勢を示す

一方、当社は本日付で消費者庁長官宛に公開質問状を送付

—齟齬の説明を求めるも手続き的回答のみ、回答期限は 2026 年 6 月 15 日—

消費者庁の情報公開請求担当部署より当社に対して回答文書が届きました。しかし、当社が第 64 号プレスリリース（2026 年 5 月公表）において指摘した消費者庁と厚生労働省の開示文書の齟齬についての説明は、一切含まれていませんでした。当社は本日（2026 年 6 月 3 日）付にて、消費者庁長官宛に公開質問状を送付しました。

■ これまでの経緯

当社は情報公開請求により取得した行政文書を精査した結果、以下の相違を確認し、第 64 号（2026 年 5 月公表）にて公表しました。

- ・ 消費者庁開示文書（2026 年 4 月 20 日付 消食基第 187 号等）：「プベルル酸に関する内容は厚生労働省の資料に由来する」
- ・ 厚生労働省開示文書（2026 年 4 月 22 日付 厚労省発健生 0422 第 2 号）：「プベルル酸を原因物質として公表した事実はない」

これら二省庁の説明は相互に矛盾しており、当社は 2026 年 5 月、厚生労働省食品監視安全課に対し文書で照会を行いました。回答期限（2026 年 5 月 20 日）を経過した後も、厚生労働省からの回答は確認されていません（第 64 号報告時点と変わらず）。

■ 消費者庁からの回答について

消費者庁の情報公開請求担当部署より当社に文書での回答がありました。しかし、当該回答には以下の点が含まれていませんでした。

- ・ 消費者庁開示文書（消食基第 187 号等）の記述と、厚労省開示文書（厚労省発健生 0422 第 2 号）の記述との整合性に関する説明
- ・ 「プベルル酸を原因物質として公表した」との情報源が厚生労働省資料に由来するとした根拠の説明

回答は手続き・形式に関する内容のみであり、当社が指摘した省庁間の実質的な矛盾に対する説明は一切なされていませんでした。

■ 本日付 公開質問状の送付

当社は 2026 年 6 月 3 日付にて、消費者庁長官宛に公開質問状を送付しました。質問状において当社は、以下の点について明確な回答を求めています。

- ・ **【質問 1】** 消費者庁の開示文書（消食基第 187 号等）において「プベルル酸に関する内容は厚生労働省の資料に由来する」と記載されているにもかかわらず、当該厚生労働省は「プベルル酸を原因物質として公表した事実はない」と回答している。この矛盾についてどのように説明するか。
- ・ **【質問 2】** 「厚生労働省の資料に由来する」とした根拠となる具体的な資料の文書番号・名称・作成日付について、一部の担当課からは回答を得た一方、回答を拒否した担当課もあった。消費者庁として統一した回答を示されたい。
- ・ **【質問 3】** 本件について、消費者庁として厚生労働省に対し確認・照会を行ったか否か。行った場合はその内容と厚生労働省の回答を開示されたい。

なお、本質問状は「公開質問状」として公表するものであり、回答についても公開することを前提としています。回答期限は2026年6月15日とします。

■ 当社の認識

プベルル酸が原因物質として公衆に広く流布した事実は、2024年3月の発表以降の報道・行政対応を見れば明白です。にもかかわらず、その情報がいずれの省庁から発信されたものであるかについて、消費者庁・厚生労働省の双方から整合的な説明が得られていない状況は、行政の説明責任の観点から極めて不適切と言わざるを得ません。

当社は引き続き、本件の事実関係の確認と記録を進め、必要に応じて追加の情報を公表していきます。

【会社概要】

会社名：株式会社薫製倶楽部

所在地：岡山県都窪郡早島町

事業内容：食品製造・販売

紅麴関連情報：<https://kunsei.com/archives/category/benikoji>